

第二百二号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第十二の款一の項中「、(2)の(イ)又は(3)」を「又は(2)」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項(一)中「から(3)までに掲げる場合の区分及び」を「及び(2)に掲げる場合の区分並びに」に改め、同項(一)(1)中「知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に、「七千二百円」を「七千円」に、「二万三千元」を「二万二千元」に、「六万一千元」を「五万七千元」に、「十万四千元」を「九万四千元」に、「十七万二千元」を「十六万一千元」に、「二十一万六千元」を「十九万円」に、「二十三万四千元」を「二十万三千元」に改め、同項(一)(2)を削り、同項(一)(3)中「及び(2)」を削り、同項(一)(3)(イ)中「四万七千元」を「五万二千元」に改め、同項(一)(3)(ロ)中「十万九千元」を「十二万二千元」に改め、同項(一)(3)(ハ)中「十七万五千元」を「十九万六千元」に改め、同項(一)(3)(ニ)中「三十四万五千元」を「三十八万六千元」に改め、同項(一)(3)(ホ)中「六十一万七千元」を「六十九万一千元」に改め、同項(一)(3)(ヘ)中「百六万二千元」を「百十八万八千元」に改め、同項(一)(3)(ト)中「百九十六万四千元」を「二百十九万八千元」に改め、同項(一)(3)(チ)中「二百八十九万九千元」を「三百十四万円」に改め、同項(一)(3)(リ)中「三百四十四万三千元」を「三百八十四万七千元」に改め、同項(一)中(3)を(2)とし、同項(二)中「及び当該」を「並びに当該」に、「八万八千元」を「八万五千元」に、「十五

万一千円」を「十四万円」に、「二十五万円」を「二十四万二千円」に、「三十一万一千円」を「二十八万四千円」に、「十三万六千円」を「三十万四千円」に、「六万八千円」を「七万八千円」に、「十六万円」を「十八万三千円」に、「二十五万五千円」を「二十九万三千円」に、「五十万四千円」を「五十七万九千円」に、「九十万三千円」を「百三万七千円」に、「百五十五万二千円」を「百七十八万二千円」に、「二百八十七万二千円」を「三百二十九万六千円」に、「四百十万六千円」を「四百七十一万円」に、「五百三万二千円」を「五百七十七万円」に改め、同款二の項中「(2)の(イ)から(リ)まで又は(3)及び「、(2)の(イ)又は(3)」を「又は(2)」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同款三の項中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を、「場合」の下に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「二千百円」を「二千三百円」に改め、同款四の項中「二千百円」を「二千三百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例(以下「旧条例」という。)別表一の部第十二の款二の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表一の部第十二の款二の項中「、(2)の(イ)から(リ)まで又は(3)」とあり、及び「、(2)の(イ)又は(3)」とあるのは「又は(2)」と読み替えるものとする。

(提案理由)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の改正等に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。